第1回 全国都市緑化仙台フェア基本構想懇談会

日時 令和 2 年 5 月 27 日 (水) (書面開催)

次 第

- 1 開会
- 2 座長選出
- 3 副座長指名

4 議事

- (1) 懇談会の運営に関する事項について
- (2) 全国都市緑化フェアの概要について
- (3) 全国都市緑化仙台フェアの開催誘致について
- (4) 本市における緑化行政のあゆみについて
- (5) 百年の杜づくりの取り組み状況について
- (6) 全国都市緑化仙台フェアの開催理念 (案) について
- (7) その他
- 5 閉会

[配布資料]

	全国都市緑化仙台フェア基本構想懇談会委員名簿
資料1	全国都市緑化仙台フェア基本構想懇談会設置要綱
資料 2	全国都市緑化仙台フェア基本構想懇談会の運営について
資料 3	全国都市緑化フェアの概要
資料4	全国都市緑化フェアの開催誘致について
資料4別紙	全国都市緑化仙台フェア 会場設定イメージ
資料 5	本市における緑化行政のあゆみ
資料6	百年の杜づくりの取り組み状況について
資料7	全国都市緑化仙台フェア 基本構想想定記載項目
資料8	全国都市緑化仙台フェア 開催理念(案)について

全国都市緑化仙台フェア基本構想懇談会 委員名簿

氏名	役職又は団体名
ウツミ カズトミ 内海 一富	一般社団法人 宮城県造園建設業協会 会長
エンドウ ススム 遠藤 進	公益財団法人 仙台市公園緑地協会 専務理事
クドゥ ヨシュキ 工藤 良幸	仙台市小学校長会(仙台市立南光台東小学校 校長)
コヅミ ノボル 古積 昇	一般社団法人 日本造園建設業協会 宮城県支部 支部長
ランノ アヤコ 今野 彩子	株式会社 ユーメディア 取締役
佐藤 修	仙台緑のボランティア団体連絡会 会長
サトウ シゲヨシ 佐藤 重喜	宮城県花と緑普及促進協議会 幹事
佐藤 美嶺	防災士/西公園プレーパークの会 理事
^{ショウジ} マキ 庄子 真岐	石巻専修大学経営学部 教授
7カマツ ツトム 深松 努	広瀬川1万人プロジェクト実行委員会 副委員長
ホンゴウ トシアキ 本郷 敏章	公益財団法人 仙台観光国際協会 専務理事
マスヤ シゲユキ 舛谷 成幸	宮城県土木部河川課長
7/21 シロウ 涌井 史郎	東京都市大学 特別教授
^{ワタナベ カツラ} 渡部 桂	東北芸術工科大学デザイン工学部 建築・環境デザイン学科 准教授

^{*}氏名は五十音順で記載

全国都市緑化仙台フェア基本構想懇談会設置要綱

(令和2年3月25日市長決裁)

(設置)

第1条 (仮称)全国都市緑化仙台フェアの開催に関する基本構想(以下「基本構想」という。)を策定するに当たり、有識者等の意見を反映させるため、「全国都市緑化仙台フェア 基本構想懇談会」(以下「懇談会」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 懇談会は、基本構想の策定に関することについて、協議するものとする。

(組織)

- 第3条 懇談会は、委員15人以内をもって組織する。
- 2 委員は、学識経験者、緑化に関する活動を行う団体の構成員その他市長が必要と認める 者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。
- 3 委員の任期は、委嘱又は任命の日から懇談会の解散の日までとする。

(座長及び副座長)

- 第4条 懇談会に座長及び副座長を置く。
- 2 座長は、委員の互選によって定め、副座長は、座長の指名する者をもって充てる。
- 3 座長は、会務を総理し、懇談会を代表する。
- 4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第5条 座長は、懇談会の会議を招集し、その議長となる。
- 2 懇談会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(資料提出その他の協力)

第6条 懇談会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出その他の必要な協力を求めることができる。

(解散)

第7条 懇談会は、その任務を終了したときに解散するものとする。

(庶務)

第8条 懇談会の庶務は、建設局百年の杜推進部百年の杜推進課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、座長が懇談会に 諮って定める。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から実施する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、懇談会の解散の日限り、その効力を失う。

全国都市緑化仙台フェア基本構想策定懇談会の運営について(案)

- 1 会議の公開について
 - (1) 公開・非公開について

会議は原則として公開する。ただし、次の場合には、座長が委員に諮り、非 公開とすることができる。

- ア 個人に関する情報で特定の個人を識別しうるものを扱う場合
- イ 政策形成過程における情報で、公開することにより、事務事業の適正な 執行に支障が生じるおそれがある情報を扱う場合
- ウ その他非公開とすることに相当の理由がある場合 非公開と定めた場合は、その理由を明確にするものとする。
- (2) 公開方法について 公開は会議の傍聴を認めることにより行う。
- (3) 傍聴者の遵守事項について

公正かつ円滑な会議の運営を確保するため、傍聴に係る遵守事項を別紙のとおり定める。傍聴人は遵守事項を守らなければならない。

危険物を所持している者、酒気を帯びている者、その他座長が会場内の秩序 の維持に支障を及ぼすおそれがあると認める者は、会議を傍聴することができ ない。

2 議事概要の作成について

- (1) 議事概要は、事務局である仙台市建設局百年の杜推進部百年の杜推進課で作成する。
- (2) 議事概要には次の事項を記載する。
 - ア 開催年月日、開会及び閉会時間
 - イ 出席委員の氏名
 - ウ 説明のために出席した市職員の職氏名
 - エ 議事の経過
 - オ その他必要な事項
- (3) 議事概要には座長及び座長が指名した委員1名が署名する。
- (4) 書面開催の場合は委員意見概要を作成し、議事概要に替えるものとする。

会議の傍聴に際し、守っていただきたい事項

全国都市緑化仙台フェア基本構想策定懇談会

会議の円滑な運営を図るため、会場では以下の事項を守ってください。

- 1 会議中は静かに傍聴し、拍手をしたり発言をするなど会議の進行を 妨げるような行為をしないこと
- 2 鉢巻きや腕章の類をするなど、示威的な行為をしないこと
- 3 飲食または喫煙をしないこと
- 4 写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、会議の同意を得た場合はこの限りではない。
- 5 他の傍聴人の迷惑になるような行為を行わないこと
- 6 その他、会場の秩序を乱し、または会議を妨害するような行為をしないこと
- 7 係員から指示があった場合は、速やかに従うこと
 - ※ 以上の事項に違反した場合は、退場していただく場合があります。

全国都市緑化フェアの概要

1. 全国都市緑化フェアについて

- 昭和58年(1983年)以降、 全国の持ち周りにより毎年開催
- 都市緑化意識の高揚等を目的とした、 花・緑に関する国内最大級のイベント
- フェアの中心的行事である「全国都市緑化祭」は、昭和61年(1986年)より、 皇室の御臨席のもと開催



2. 開催目的

緑化フェアは、次の事項を推進することにより、緑豊かな潤いのある都市づくりに寄与することを目的として開催する。

- 都市緑化意識の高揚
- ・都市緑化に関する知識の普及
- ・国、地方公共団体、民間の協力による都市緑化の全国的な推進

3. 仙台での開催実績

正式名称:第7回全国都市緑化せんだいフェア

愛 称: '89グリーンフェアせんだい

主 催: 第7回全国都市緑化せんだいフェア実行委員会(仙台市、(財)都市緑化基金)

提唱:建設省

会 場:七北田公園

会 期:平成元年7月29日(土)~10月16日(月)80日間

来場者数:約138万人

テーマ:都市と緑の調和をもとめて

一いま、杜の都の新時代一

全国都市緑化祭:御臨席 皇太子殿下



メイン会場



全国都市緑化祭



開会式

4. 開催時期 会期

原則として都市緑化月間(10月)を含む1箇月以上の会期で開催 (地域の自然条件等を考慮して、適当な他の時期に開催することも可)

【近年の状況】

開催年度	開催地	時期	開催日程	期間
2021年度 (令和3年度)	熊本市	春	3月~5月頃	2ヵ月程度
2020年度 (令和2年度)	広島県・広島市 他22市町	春~秋	R2.3.19~11.23 250日間 メイン会場: 3/19~ 5/24 67日間	
2019年度 (平成31年度)	長野県・松本市・ 大町市・塩尻市・ 安曇野市	春	H31.4.25~6.16	53日間
2018年度 (平成30年度)	山口県・山口市	秋	H30.9.14~11.4	52日間
2017年度 (平成29年度)	八王子市	秋	H29.9.16~10.15	30日間
2016年度 (平成28年度)	横浜市	春	H29.3.25~6.4	72日間

5. 会場

都市公園又は都市公園の設置が予定されている場所を主たる会場として開催









第33回横浜フェア 里山ガーデン(公園予定地) みた

・エノ みなとガーデン(街中)

第35回山口フェア 県営きらら博記念公園

第36回信州フェア 県営松本平広域公園

6. 主催等

提 唱:国土交通省

主催:全国都市緑化フェア実行委員会(地方公共団体、公益財団法人都市緑化機構)

7. 愛称、テーマ

【全国統一テーマ】

「緑ゆたかなまちづくり ~窓辺に花を・くらしに緑を・街に緑を・あしたの緑をいまつくろう」

【近年の状況】

— 1 · · · · · · · · · · · · · · · · · ·						
回数	開催地	愛称	テーマ			
第37回	広島	ひろしまはなのわ2020	ひろしま はなのわ 2020 ♬「花笑(はなえみ)」 ひろしまから花と笑顔と平和の わ ♬			
第36回	信州	信州花フェスタ2019 〜北アルプスの贈りもの〜	北アルプスの麓から広がる 花と緑に包まれた しあわせ暮らし			
第35回	E	山口ゆめ花博	山口から開花する、みらいへの種まき ~150年を振り返り、次の150年につなぐ~			
第34回	八王子	みどりの丘の花絵巻 はちおうじ2017	自然とまちと人を結ぶ『みどりの環境調和都市』			
第33回	横浜	ガーデンネックレス横浜 2017	『歴史と未来の横浜・花と緑の物語』			

8. 全国都市緑化祭

全国都市緑化フェア開催期間中の中心的行事として開催。例年、皇室の御臨席を賜る

主 催:国土交通省、地方公共団体、公益財団法人都市緑化機構

内容:式典(主催者挨拶、おことば、出展庭園コンテスト国土交通大臣表彰、

緑の社会貢献賞表彰、緑化宣言等)、植樹 他



全国都市緑化祭記念式典





フェア会場内の御視察



記念植樹

9. 緑化フェアの事業

フェアにおいては、次の各号に掲げる事業のうち、フェアの統一主題に応じて実施 したものを行うものとする。

- (1) 都市緑化意識の高揚に関する事業
- (2) 都市緑化に係る知識の普及に関する事業
- (3) 都市緑化に係る技術の普及・向上に関する事業
- (4) 都市緑化に係る資材の頒布に関する事業
- (5) 都市公園の整備の促進に関する事業
- (6) 都市公園の利用の促進及び運営の活性化に関する事業
- (7) 前各号に掲げるもののほか、第1条の目的の達成のために必要な事業

(1)都市緑化意識の高揚に関する事業

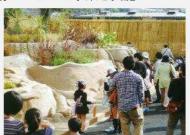
緑化の取組みの紹介や花と緑の修景による開催都市の魅力を演出するとともに、都市緑化に関わる活動への参加機会を提供することで、市民一人一人の参加意識の高揚につながる事業を実施



第33回よこはまフェア 市の花「バラ」の魅力で横浜らしさ と魅力を発信する会場



第34回はちおうじフェア あらゆる年代層の市民が参加した 市政100年の記念花壇



第30回とつとりフェア 砂丘をテーマに鳥取特有の風土 景観や資源の理解を深める展示

(2)都市緑化に係る知識の普及に関する事業



第33回よこはまフェア 横浜の未来の緑のまちづくりを 考えるシンポジウム



第32回あいちフェア 都市の緑の役割を紹介する パネル展示



第33回よこはまフェア 緑のカーテンづくりなどの ガーデニング講座

(3) 都市緑化に係る技術の普及・向上に関する事業

公園づくり、造園緑化、花き園芸等の技術の出展、屋上や壁面など都市空間の新たな緑化技術の展示等による普及啓発、フェア開催後の緑のまちづくりに活用できるような事業を実施



第29回TOKYOフェア 緑あふれるライフスタイルを提案し 技術を競う庭園コンテスト



第32回あいちフェア 壁面緑化の技術を 一堂にまとめて展示



第31回しずおかフェア 花き園芸産業の最新の取組みや 技術を紹介展示

全国都市緑化フェアの開催誘致について

1 本市における開催に向けて

本市における全国都市緑化フェアの開催は、緑豊かな潤いのある都市づくりに寄与するだけでなく、東日本大震災の復興から次なる時代に向けた新たなまちづくりを進める、「杜の都・仙台」を発信する絶好の機会であるとともに、交流人口の拡大や都市ブランドの向上、それに伴う経済波及効果など多くの効果が期待されるものである。

杜の都の環境をつくる条例の制定50周年という節目の年にあたる令和5年度の開催を目指し、基本構想策定の取り組みを進める。

2 本市にて開催する場合の想定条件

開催時期:令和5年4月下旬から6月上旬(今後精査予定)

会場 : 青葉山公園追廻地区、西公園南側地区、広瀬川を拠点会場とし、都心部の公園

の活用も想定する。

※ 想定する会場周辺図は別図のとおり

3 今後のスケジュール(予定)

令和2年度

5月 第1回懇談会

7月 第2回懇談会(基本構想骨子)

9月 第3回懇談会(基本構想中間案)

10月 パブリックコメント

11月 第4回懇談会(基本構想最終案)

12月 国土交通省との協議

〜以降は仙台開催について国から同意が得られた場合の予定〜 基本計画策定検討会設置

令和3年度 実行委員会設置、実施計画策定、会場基盤整備

令和4年度 行催事等調整、会場整備

令和5年度 全国都市緑化仙台フェア開催

全国都市緑化仙台フェア 会場設定イメージ

1 メイン会場

青葉山公園(追廻地区)、西公園南側地区、広瀬川

2 サブ会場・スポット会場

勾当台公園、定禅寺通・青葉通 等

東北の玄関口である都心部からメイン会場までの賑わいの連続性を生み出すため、 周辺の公園におけるサブ会場や街路におけるスポット会場を設定することも検討

3 その他会場

高砂中央公園、海岸公園 等

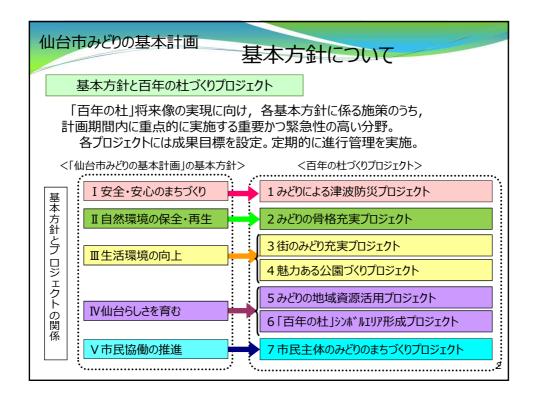
震災からの復興、防災力の高いまちづくりの発信についての観点から、津波被害を受けた東部エリアとも関連させたイベント等の開催も検討



本市における緑化行政のあゆみ

			_
江戸時代		仙台藩祖伊達政宗公が武家屋敷への植樹を奨励。これによりできた屋敷林が 森のように城下町を覆うようになる	始せの都
明治 8	(1875)	桜ケ岡公園(西公園)が開園	
明治 42	(1909)	観光案内書「仙臺松島塩釜遊覧の栞」に「森の都」の表記がされる	
昭和 20	(1945)	仙台空襲により市街地のみどりが焼失	
昭和21	(1946)	戦災復興事業として都市計画街路及び公園の建設計画が決定される	4+: Wh
昭和 25	(1950)	街路樹の植栽を開始(青葉通ケヤキ:昭和25年~、定禅寺通ケヤキ:昭和33年~)	街路・公園整備戦災復興に伴う
昭和 28	(1953)	青葉山公園が開園	・
昭和37	(1962)	仙台市が「健康都市宣言」を発表。梅田川の浄化活動が進展	
昭和 39	(1964)	児童公園愛護協力会(現在の公園愛護協力会)が結成	
昭和46	(1971)	市民投票においてケヤキが市木に選定される	
昭和 48	(1973)	「杜の都の環境をつくる条例」を制定。その前文にて「杜の都」が公式表記と なる	
昭和49	(1974)	「広瀬川の清流を守る条例」を制定	1 / 都
昭和 50	(1975)	「杜の都の環境をつくる条例」に基づき保存緑地、保存樹林、保存樹木を指定	都市化
昭和 54	(1979)	昭和53年の宮城県沖地震発生によるブロック塀倒壊を受けて、生け垣づくり に対する支援制度を開始	への対応
平成 1	(1989)	仙台市が政令指定都市となる	
		全国都市緑化仙台フェア ('89 グリーンフェアせんだい) を開催	
平成 9	(1997)	「仙台グリーンプラン 21」を策定	
平成11	(1999)	「仙台グリーンプラン 21」のアクションプランとして「百年の杜づくり行動 計画」を策定	
平成 18	(2006)	「杜の都の環境をつくる条例」を改定	
平成 23	(2011)	東日本大震災の津波により東部地域の海岸林や海岸公園のみどり、居久根が 失われる	震
平成 25	(2013)	「ふるさとの杜再生プロジェクト」により海岸林の植樹を開始	東部地域の震災復興によ
平成 30	(2018)	海岸公園の全面利用を再開	場のみどり 再生





①みどりによる津波防災プロジェクト

東日本大震災で被害を受けた東部地域のみどりについて津波防災機能を向上させ、復興のシンボルとして再生を目指します。

主な施策・事業

- ○海岸公園再整備事業 ○避難の丘等の整備 ○ふるさとの杜再生プロジェクト
- ○屋敷林(居久根)の再生・創出など

【海岸公園再整備事業】





岡田地区完成状況

荒浜地区完成状況



②みどりの骨格充実プロジェクト

適正な樹林地管理等によるみどりの骨格の充実や市街化区域内にある樹林地の 保全等により、生態系ネットワークの形成を進めます

主な施策・事業

- ○法制度による樹林地の保全 ○生物多様性保全推進事業
- ○自然環境を生かした公園緑地などの整備と維持管理 など

【法制度による樹林地の保全】



特別緑地保全地区(枡江地区)



特別緑地保全地区(蕃山地区、郷六地区)

【斉勝沼緑地整備事業】

【与兵衛沼公園整備事業】



【太白山ふれあいの森事業】



【生物多様性保全推進事業】



【市有林造林育林事業】



市有林の除間伐

太白山



③街のみどりの充実プロジェクト

公共緑地や民有地の様々な場所で、質の高いみどりを創出します。

主な施策・事業

- ○条例に基づく緑化の推進(緑化計画認定制度)
- ○地区計画制度による緑化の推進
- ○各種緑化助成(生垣づくり助成、緑化木植栽助成事業)
- ○コミュニティガーデンづくり など

【条例に基づく緑化の推進】



緑化計画(仙台トラストシティ)

【コミュニティガーデンづくり】



花壇づくり助成

7

【各種緑化助成】



生垣づくり助成



建築物緑化助成(電力ビル)



街かど緑化助成



建築物緑化助成(ホテルメトロポリタン仙台)

4魅力ある公園づくりプロジェクト

市民ニーズに応じた公園整備と管理運営を進めます。

主な施策・事業

- ○身近な公園整備・再整備事業 ○仙台市公園マネジメント方針の策定
- ○特色のある公園緑地の整備・再整備(高砂中央公園など)
- ○公園施設の長寿命化計画の策定 など

【身近な公園整備・再整備事業】







荒井東1号公園

あすと長町中央公園

卸町公園

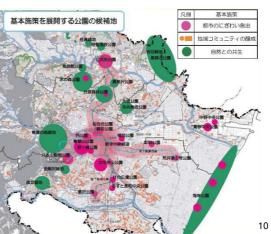
9

【仙台市公園マネジメント方針の策定】

仙台市公園マネジメント方針

「公園マネジメント」という視点から、「整備・再整備」、「維持管理」、「運営管理」 に関するこれまでの公園のあり方を見直し、新たな時代に対応した公園づくりを進めるための指針。





⑤みどりの地域資源活用プロジェクト

歴史的・文化的資源と調和するみどりや屋敷林(居久根)・社寺林等を保全・ 活用するとともに、これらみどりの地域資源の魅力を発信します。

主な施策・事業

- ○青葉山公園整備 ○大年寺山公園整備 ○保存樹林・保存樹木の指定
- ○屋敷林(居久根)・鎮守の杜の保全・再生 ○地域資源の魅力発信 など

【青葉山公園整備事業】





国史跡指定地区(本丸広場)(仙台城見聞館と大広間遺構表示)

11

【保存樹本・保存樹林の指定】



銀杏町のいちょう

【みどりの通信誌】



せんだい百杜通信



日辺の屋敷林



ふるさとの杜再生プロジェクトFacebook

⑥「百年の杜」シンボルエリア形成プロジェクト

中心市街地の緑化及び広瀬川沿いの拠点となる公園の整備により、「百年の杜」 のシンボルエリアを形成します。

主な施策・事業

- ○西公園再整備 ○大年寺山公園整備 ○広瀬川創生プランの推進
- ○青葉通再整備 ○建築物緑化助成 など

【西公園再整備事業】





お花見広場

SL(C60)広場

13

【青葉通再整備事業】





【青葉山公園整備事業】



国際センター地区

【広瀬川創生プランの推進】



広瀬川で遊ぼう

⑦市民主体のみどりのまちづくりプロジェクト

みどりの活動への市民参加の促進と市民・市民活動団体・事業者が主体となる活動 の支援を行います。

主な施策・事業

- ○市民による「100万本の森づくり」 ○広瀬川1万人プロジェクト ○緑の活動団体の認定と支援 ○企業の緑の社会的責任活動との連携 など

【公園愛護協力会の支援】



【広瀬川1万人プロジェクト】







【企業の緑の社会的責任活動との連携】



百年の杜づくり推進基金への寄付(NTT)



【子供の自然体験学習林事業】



枡江小学校

全国都市緑化仙台フェア 基本構想想定記載項目

- 1. 全国都市緑化フェアについて
- (1) 他都市事例
- (2) 動向
- 2. 全国都市緑化仙台フェアの開催に向けて
- (1) 開催の背景とこれまでのあゆみ
- (2) 仙台における開催の意義
- 3. 全国都市緑化仙台フェア開催の基本理念、基本方針
- (1) 基本理念
- (2) 基本方針
- 4. 全国都市緑化仙台フェア開催の基本事項
- (1) 主催者
- (2) 開催期間
- (3)会場構成、コンセプト
- (4) 事業計画(展示、行催事、会場運営、広報、協働推進など)
- (5) 事業推進計画(推進体制、スケジュール)

全国都市緑化フェア 全国共通テーマ

「緑豊かなまちづくり」

~窓辺に花を・くらしに緑を・街に緑を・あしたの緑をいまつくろう~



全国都市緑化仙台フェア 開催理念 (案)

- 市民や事業者とともに次世代へと続く「百年の杜」のまちづくりを進めるため、「杜の都・仙台」のみどりの素晴らしさ大切さについて、学び気づき見つめなおす機会とします。
- 長い歴史や市民とともに育まれてきたみどりが人や企業を惹きつけ、新たな交流やさらなる都市活力を生み出すまちづくりを進めるため、日常生活や余暇にみどりを積極的に取り入れた仙台ならではの生活スタイルを提案するとともに、「杜の都・仙台」の魅力を国内外へ向けて発信します。
- 自然と調和した持続可能なまちづくりを進めるため、防災・減災、地球温暖化防止、保水、癒しなどみどりが持つ多様な機能に着目し、未来へ向けその可能性をさらに広げるグリーンインフラの普及を進めます。



次期 仙台市総合計画 目指す都市の姿(令和2年3月 総合計画審議会資料より抜粋)

「挑戦を続ける、新たな杜の都へ」 ~" The Greenest City" ~

- ○杜の恵みと共に暮らすまちへ
- ○多様性が社会を動かすまちへ
- ○学びと実践の機会があふれるまちへ
- ○創造性と可能性が開くまちへ

次期 仙台市緑の基本計画 基本方針 (令和2年3月 杜の都の環境をつくる審議会資料より抜粋)

○みどりと賢くつきあうまち(自然が息づく、災害をいなすみどり)

○みどりで選ばれるまち (人、企業を惹きつけるみどり、世界に注目されるみどり)

○みどりを誇りとするまち (市民文化が彩る、多様性を支えるみどり)

○みどりと暮らすまち (心身の安寧をつくる、創造を生む学びのみどり)

○みどりを大切にするまち (生活環境を維持する、多様な主体が関わるみどり)

全国都市緑化仙台フェアの開催意義

1 次世代へと続く新たな「百年の杜」づくり

現在の「杜の都・仙台」のみどりは、戦災復興の中で整備された街路樹や都市公園によりその骨格が形作られ、その後、

「自然との調和ある環境の創造」を理念として掲げた「杜の都の環境をつくる条例」(昭和48年・1973年制定)及び「広瀬川の清流を守る条例」制定(昭和49年・1974年制定)のもと、みどり豊かな自然環境と風格のある都市空間がともに育まれてきた。

これらの条例制定から50年が経過する令和5年度の緑化フェアの開催を機に、みどりの多様な機能に着目したグリーンインフラの考えを市民・事業者と共有しながら、次世代へと続く新たな「百年の杜」づくりを推進する。



S26年の青葉通での植樹 (出典:杜の都仙台の街路樹)

2 市民がみどりと親しむ仙台スタイルの発見

緑化フェアのメイン会場となる、青葉山公園、西公園、広瀬川、そこへとつながる青葉通および定禅寺通の並木は、長い歴史の中で構築されてきた市民に親しまれてきた「杜の都・仙台」のシンボルであり、良質なグリーンインフラでもある。

緑化フェアの開催により、こうした<u>本市の魅力を世界に誇れる杜の都ブランドとして国内外へと発信する</u>とともに、人々が集い憩う景勝地を初めて「公園」と定めた太政官布達から 150周年となる令和5年度を、<u>公園や街路樹をはじめとした様々なみどりの価値や機能を再認識する契機とし、次世代を担う子どもをはじめとした幅広い世代の市民が暮らしの中でみどりに親しみ憩う、仙台ならではの生活スタイルの発見を目指す。</u>



GREEN LOOP SENDAI (出典:仙台市広報課)

3 東日本大震災からの復興と防災の杜づくりの継承

東日本大震災における東部地域の津波被害は甚大なものであったが、かさ上げ道路の整備や海岸公園の復旧とともにみどりの再生を進め、まさにグリーンインフラを取り入れた多重防御による防災機能を高めてきた。

本市での全国都市緑化フェア開催は、東日本大震災被災地での初の開催でもあり、市民と一体となって取り組んだ東部地域 の復興のあゆみそして自然を活かした防災力の高いまちづくり を国内外へと発信するとともに、防災の杜を育む取り組みの継 承に向けた一歩とする。



仙台市東部沿岸地域での市民植樹